【2.6億円対象事業】 重点支援地方交付金 事業番号

												A	B	B１	B２	B３	B４	C												
	Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰が影響を受けた生活等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	国の8/4補正予算分（交付限度額⑤）（推奨事業メニュー分）	国の8/4補正予算分（交付限度額②）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	国の8/4補正予算分（交付限度額③）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	国の8/4補正予算分（交付限度額④）（給付支援サービス分）	国の8/7予備費分（交付限度額⑤）（推奨事業メニュー分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をめざすそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の活用を踏まえた各者の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
											合計	142,697	112,369	－	85,845	7,023	－	19,501	30,328											
令和6年度住民税均等割非課税世帯(**3万円**) ＋こども加算(**2万円**) ＋**不足額給付** （令和6年度低所得世帯支援枠等）	1	R6_補正	低所得	○	○	○	令和6年度いすみ市価格高騰支援臨時給付金及び定額減税不足額給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	－		92,868	92,868	－	85,845	7,023	－	－	－	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6.R7の高齢給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 4,647世帯×30千円、子ども加算 323人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 5,834人（105,670千円 のうち6/7計側分、国庫返還相当額等 30千円 事務費 1,023千円 事務費の内容 （面用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（4,647世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（5,834人）	－	○	－	R7.3	R7.11	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R6補正（地）
（デジタル庁） 給付支援サービス （R8補正）	2											－	－																	
令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費 （家計急変への横出し等・R6補正）	3											－	－																	
事務費 （上乗せ・横出し）	4											－	－																	
	5	R7_予備	推奨事業	○	○	○	可燃ごみ専用袋配布事業	米国関税措置	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		13,329	13,329					13,329	－	①物価高が続く中でごみ収集指定袋（可燃ごみ専用）を配布することにより、住民の生活を支援する。 ②ごみ収集指定袋の作製及び配布に係る費用費、役務費、委託料 ③消耗品費300千円、印刷製本費(31千円、通信運搬費1,117千円、委託料7,791千円（ごみ収集指定袋作製7,443千円、ごみ収集指定袋封入113千円、現金シール・名簿作成235千円） ④市内全世帯(17,000世帯)	－	－	－	R7.6	R7.11	市内全世帯(17,000世帯)に対して、令和7年10月までに配布を開始する。	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R7補正（地）
	6	R7_予備	推奨事業	○	○	○	農業者経営継続支援事業	米国関税措置	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		36,500	6,172					6,172	30,328	①国際情勢の影響等により農業経営に係る経費が高騰し、大きな負担が生じている農業者等に対し補助金を交付することにより、市内における農業経営の維持及び継続を支援する。 ②令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に要した種苗費、肥料費、農業用生資の一部(10%)に対する補助金(上限20万円) ③補助金36,500千円（30千円×20件＝600千円、60千円×140件＝8,400千円、150千円×90件＝13,500千円、200千円×40件＝8,000千円）(うち、6,172千円に交付金を充当) ④(1)市内に住所を有する農業者又は市内に主たる事務所を有する法人、(2)農業による所得の申告を行っている(新規就農者にあっては、認定新規就農者であること、(3)今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有するものであること、(4)市税等に滞納がないこと	－	－	－	R7.9	R8.1	支援件数460件、農業者等の事業継続率98%	ホームページ、広報誌	農林水産・食品分野			R7補正（地）